

秩父市鉄道事業再構築調査業務委託仕様書

1 業務名

秩父市鉄道事業再構築調査業務委託

2 委託業務の目的

秩父市においては、秩父鉄道の影森駅～三峰口駅間（以下「特定区間」）の再構築のため、秩父市地域公共交通協議会において、鉄道の今後のあり方について地域・交通事業者・自治体の3者が、データに基づいた議論を行う。

本件業務は、秩父市地域公共交通協議会及び分科会における議論の前提となる基礎データ整備及び分析調査を行うことを目的とするものである。

3 対象地域

秩父鉄道特定区間沿線市（秩父市）

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

5 業務の内容

(1) 沿線地域（特定区間）の現状分析

- ① 地域特性
- ② 沿線の人口動態
- ③ 沿線施設の分布状況
- ④ 移動の実態
 - ・モバイルデータ分析

⑤ 地域公共交通の現状

(2) 秩父鉄道の現状並びに将来分析（全線・特定区間別）

- ① 経営状況及び財務状況の分析・評価
- ② 事業収支、保有財産、人員組織状況（担い手充足状況分析を含む）
- ③ 鉄道事業資産の状況、安全性、老朽度把握
- ④ 今後（10年程度）の修繕、設備投資計画
- ⑤ 鉄道事業に必要な運行経費（上部分）と基盤（線路、電路、車両等の下部分）の維持管理費
- ⑥ 他の地域鉄道（県内に限らない）との経営状況比較
- ⑦ 利用実態調査
 - ・OD調査

- ・沿線住民利用実態調査（アンケート）
- ・観光利用実態調査（アンケート）
- ⑧ 利用意向調査
 - ・沿線住民アンケート
 - ・観光利用アンケート
- (3) 鉄道（特定区間）を存続した場合の効果、課題検討

- ① 基礎調査
 - ・クロスセクター効果分析
 - ・鉄道の価値（経済波及効果等を含む）分析
- ② 収支予測、導入費用の積算及びメリット・デメリットの分析(下表 11 パターン)

存続方式	運行主体	公が保有する施設及び設備	パターン
公有民営（託）	現行の鉄道事業者	鉄道資産（車両あり・土地あり）	1
		鉄道資産（車両あり・土地なし）	2
		鉄道資産（車両なし・土地あり）	3
		鉄道資産（車両なし・土地なし）	4
	公募	鉄道資産（車両あり・土地あり）	5
みなし上下分離	現行の鉄道事業者	鉄道資産（車両なし・土地なし）	6
第三セクター化	現行の鉄道事業者	鉄道資産（車両あり・土地あり）	7
		鉄道資産（車両あり・土地なし）	8
		鉄道資産（車両なし・土地あり）	9
		鉄道資産（車両なし・土地なし）	10
※現在の運行形態と比較	現行の鉄道事業者	鉄道資産（車両なし・土地なし）	11

- ③ 鉄道の運営スキームの検討
 - ・今後（10年程度）の収支予測、導入費用の積算
 - ・メリット、デメリットの分析
- ④ 関係法令、必要な手続き及び活用可能な国庫補助の整理並びに実施スケジュールの策定
- (4) 鉄道からモード転換を行う場合の効果、課題検討
 - ① 基礎調査 ※(3)①と兼ねてもよい
 - ・クロスセクター効果分析
 - ・鉄道の価値（経済波及効果等を含む）分析
 - ② 代替交通手段（バス、BRT、LRT等）を導入する場合の調査、検討
 - ・想定ルート、周辺道路の渋滞予測、所要時間、定時性を担保する方策の検討
 - ・代替交通手段の担い手(各運転手含む)確保施策の検討
 - ・輸送能力（運行可能本数、輸送可能人数等）の検討

- ③ 収支予測、導入費用及びメリット・デメリットの分析（代替交通手段別）
 - ・収支予測及び導入費用の積算
 - ・メリット、デメリットの分析
- ④ 関係法令、必要な手続き及び活用可能な国庫補助の整理並びに想定スケジュールの策定
- ⑤ 鉄道施設の撤去による影響
 - ・撤去費用の積算
 - ・撤去費用が鉄道事業者の経営に与える影響の検討
 - ・鉄道施設撤去工事による環境への影響
 - ・鉄道駅消失による地域のアイデンティティ、経済等への影響

(5) 秩父市地域公共交通協議会及び分科会の運営支援業務

秩父市地域公共交通協議会及び分科会における受注業務に係る調査分析結果の説明や会議資料の印刷配布、作成支援

- ① 委員数は、協議会 35 名程度、分科会 20 名程度を想定
 - ② 開催予定回数は協議会 2 回、分科会 2 回程度。会場は秩父市役所本庁舎を予定
 - ③ 出席委員への旅費の支出は秩父市が行う
- (6) 中間報告書及び報告書の作成及び提出期限

- ① 中間報告書 R8 年 11 月
- ② 報告書 R9 年 3 月

上記 (5)「秩父市地域公共交通協議会」での議論に資するため、中間報告書を 11 月までに提出し、3 月までに利用者にとって利便性と持続性の高い地域公共交通への再構築の方向性等に係る報告書を作成する。

6 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務計画を作成し、秩父市まで提出するものとする。
- (2) 業務計画書は、具体的な調査・分析方法及び工程計画を検討の上、下記事項を記載したものとする。なお、業務計画書には、本仕様書・企画提案書に記載した内容にとどまらず、受注者が実施する具体的な作業方法等を記載すること。
 - (ア)業務概要
 - (イ)実施方針
 - (ウ)業務実施体制
 - (エ)スケジュール
 - (オ)連絡体制
 - (カ)その他
- (3) 業務計画書の重要な変更がある場合には、理由を明らかにした上でその都度変更後の

業務計画書を提出すること。

7 成果物及び提出期限

業務を完了したときは、成果物を業務完了報告書とともに、秩父市に提出し、検査を受けるものとする。

成果物は以下のとおりとし、指定する部数を提出すること。なお、成果物の著作権については秩父市に帰属するものとする。

- (1) 本業務の進捗状況については、(2)の報告書とは別に随時、調査項目ごとに調査データ等による報告を行うものとする。
- (2) 最終報告書 令和9年3月19日まで
 - ・利用者にとって利便性と持続性の高い地域公共交通への再構築の方向性等に係る報告書 8部
 - ・収集した資料の写し 一式
 - ・上記電子データ 一式

8 納品場所

秩父市役所企画政策部総合政策課

9 業務実施に当たっての留意点

- (1) 受託者は、業務全般の管理、監督及び市との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、当該業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。
- (2) 受託者がこの業務のために作成した資料等の著作権は、秩父市に帰属するものとし、市が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。また、作成資料等において他の個人または団体の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得たうえで、引用した文献等の名称を明記すること。
- (3) 受託者は、この業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 調査の実施にあたっては、鉄道事業者と十分な連携を図ること。
- (5) ヒアリング等の調査を受けたものから問い合わせ等があった場合には対応し、市に報告をすること。
- (6) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (7) この仕様書に明示のない事項についても、業務の性格上必要と認められる事項については、市と受託者との間で協議の上、受託者の負担で実施すること。